

基礎的委託研究事業実施規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が実施する研究資金に係る事業についてその方針を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において事業とは、業務方法書第 1 9 条及び第 2 0 条の規定に基づいて行う基礎的委託研究に係る事業をいう。

(透明性・公正性の確保)

第 3 条 農研機構は、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する事業の透明性・公正性を確保するため、事業に関する事項について、生研支援センターの中立性を確保しなければならない。

(権限の委任)

第 4 条 理事長は、事業の運営に関する権限を、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(試験研究期間)

第 5 条 事業において実施する試験研究の実施期間は、事業の目的及び試験研究の内容に応じ、5 年以内とする。ただし、生研支援センターが特に必要があると認める場合には、この限りでない。

(研究機関又は課題の募集)

第 6 条 生研支援センターは、事業において実施する試験研究の決定に際し、試験研究を実施する研究機関又は課題を募集する。

2 生研支援センターは、前項の募集に当たり、次に掲げる事項を事前に公表する。

- 一 応募資格
- 二 試験研究費の規模
- 三 採択予定研究機関数又は課題数
- 四 募集期間
- 五 その他必要な事項

(研究機関又は課題の決定)

第 7 条 生研支援センターは、前条第 1 項の募集に応募があったもののうちから適切なも

のを、事業において実施する研究機関又は課題（以下「採択課題等」という。）として決定する。

- 2 生研支援センターは、前項の決定に当たっては、その公正かつ適正を期するため、組織規程（27規程第139号）第3条の規定に基づき設置する基礎的委託研究評議委員会（以下「評議委員会」という。）に諮るものとする。ただし、「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」、「ムーンショット型農林水産研究開発事業」、「スタートアップ総合支援プログラム」、「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」、「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクトのうち食料安全保障強化に資する新品種開発」、「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト」、「シャインマスカット未開花症緊急対策」、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」及び「革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）」に係る課題を除く。
- 3 オープンイノベーション研究・実用化推進事業における課題の選考等については、評議委員会による審議の上、「オープンイノベーション研究・実用化推進事業に係る運営管理委員会設置要領（令和5年4月1日付け4農会第879号農林水産技術会議事務局長）」に規定する運営管理委員会に諮るものとする。
- 4 ムーンショット型農林水産研究開発事業における課題の選考等については、評議委員会による審議の上、「ムーンショット型農林水産研究開発事業に係る運営管理委員会設置要領（令和2年2月21日付け元農会第753号農林水産技術会議事務局長）」に規定する運営管理委員会に諮るものとする。
- 5 スタートアップ総合支援プログラムにおける課題の選考等については、評議委員会による審議の上、「スタートアップ総合支援プログラムに係る運営管理委員会設置要領（令和3年6月22日付け3農会第197号農林水産技術会議事務局長）」に規定する運営管理委員会に諮るものとする。
- 6 戦略的スマート農業技術等の開発・改良における課題の選考等については、評議委員会による審議の上、「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」に係る運営管理委員会設置要領（令和3年12月15日付け3農会第517号農林水産技術会議事務局長）」に規定する運営管理委員会に諮るものとする。
- 7 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクトのうち食料安全保障強化に資する新品種開発における課題の選考等については、評議委員会による審議の上、「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクトのうち食料安全保障強化に資する新品種開発」に係る運営管理委員会設置要領（令和5年1月16日付け4農会第611号農林水産技術会議事務局長）」に規定する運営管理委員会に諮るものとする。
- 8 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト及びシャインマスカット未開花症緊急対策における課題の選考等については、評議委員会による審議の上、「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト」に係る運営管理委員会設置要領（令和5年12月14日付け5農会第570号農林水産技術会議事務局長）」及び「シャインマスカット未開花症緊急対策」に係る運営管理委員会設置要領（令和5年12月14日付け5農会第577号農林水産技術会議事務局長）」に規定する運営管理

委員会に諮るものとする。

- 9 スマート農業技術の開発・供給に関する事業における課題の選考等については、評議委員会による審議の上、「「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会設置要領（令和6年12月11日付け6農会第699号農林水産技術会議事務局長）」に規定する運営管理委員会に諮るものとする。
- 10 革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）における課題の選考等については、評議委員会による審議の上、「「革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）」に係る運営管理委員会設置要領（令和6年12月19日付け6農会第722号農林水産技術会議事務局長）」に規定する運営管理委員会に諮るものとする。
- 11 生研支援センターは、第3項から前項までの評議委員会による審議等を行うに当たっては、審査基準を作成し、同各項に規定する事業の運営管理委員会の承認を受けるものとする。

（決定等の通知）

第8条 生研支援センターは、第6条第1項の募集に応募をした者に対し、その選考の結果を通知する。

（委託試験研究契約等）

- 第9条 生研支援センターは、毎事業年度（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第36条第1項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）、採択課題等に係る試験研究を実施する者（以下「実施者」という。）との間で、試験研究の委託に関する契約（以下「委託試験研究契約」という。）を締結する。ただし、採択課題等に係る試験研究の実施期間が複数年度にわたる場合は、当該実施期間を対象とした複数年度契約にすることができる。
- 2 生研支援センターは、委託試験研究契約の締結前までに、実施者が作成する試験研究の計画（以下「試験研究計画」という。）を踏まえ、採択課題等に係る試験研究費の額を決定する。
- 3 前2項に定めるもののほか、委託試験研究契約の締結等に関し必要な事項は、別に定める。

（成果の報告）

第10条 生研支援センターは、実施者に対し、毎事業年度終了後遅滞なく、当該事業年度における採択課題等に係る試験研究の成果に関する報告書を提出させるものとする。

（成果の評価等）

第11条 生研支援センターは、採択課題等に係る試験研究の成果について、中間評価（試験研究の実施期間中に必要に応じて行う評価をいう。）及び終了時評価（試験研究の実施期間の最終年度に行う評価をいう。）又は点検（以下「評価」と総称する。）を行う。

- 2 生研支援センターは、オープンイノベーション研究・実用化推進事業、ムーンショット型農林水産研究開発事業、スタートアップ総合支援プログラム、戦略的スマート農業技術等の開発・改良、食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクトのうち食料安全保障強化に資する新品種開発、食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト、シャインマスカット未開花症緊急対策、スマート農業技術の開発・供給に関する事業及び革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）に係る評価を行うに当たっては、評価基準を作成し、第7条第3項から第10項までに規定するそれぞれの事業の運営管理委員会の承認を受けるものとする。
- 3 生研支援センターは、評価を行うに当たっては、原則として、評議委員会に諮るものとする。
- 4 生研支援センターは、評価を行うに当たっては、実施者等に対し、評価に必要な事項を報告させ、又は資料を提出させることができる。
- 5 生研支援センターは、中間評価又は点検を踏まえ、翌事業年度における採択課題等に係る試験研究費の額を決定することができる。
- 6 生研支援センターは、中間評価又は点検を踏まえ、必要に応じ、試験研究計画を変更させ、又は試験研究を廃止することができる。

（成果の発表）

- 第12条 生研支援センターは、採択課題等に係る試験研究の終了後に、当該試験研究の成果を公表する。ただし、実施者が業務上の支障があるとして、当該試験研究の成果の一部を公表しないよう求めたときは、実施者と協議の上、実施者の利害に係る部分について公表しないことができる。
- 2 生研支援センターは、実施者に対し、必要に応じ、当該試験研究の成果を発表させることができる。

（調査及び報告）

- 第13条 生研支援センターは、事業の公正かつ効率的な実施を図るため、必要に応じ実施者に対し、調査をし、又は報告を求めることができる。

（農研機構に所属する研究者の実施する試験研究の取扱い）

- 第14条 農研機構に所属する職員が、事業に試験研究課題等を応募し、又は採択課題等に係る試験研究を実施するときは、第7条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。
- 2 農研機構に所属する職員の発明に係る知的財産権等の取扱いについては、別にこれを定める。

（情報システムによる手続）

- 第15条 この規程に基づく提出、通知等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）

を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の情報システムを使用することにより行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(雑則)

- 第16条 この規程に定めるもののほか、農研機構が実施する基礎的研究業務における事業に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16.4.1 規程第73-1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.4.1 規程第73-2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.4.1 規程第73-3号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.10.1 規程第73-4号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.26 規程第73-5号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27.4.1 27-3規程第73-6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.4.1 28-7規程第73-7号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30.3.29 29-33規程第73-8号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2.2.26 31-24規程第73-9号)

この規程は、令和2年3月10日から施行する。

附 則 (令和4.3.28 03-27規程第73-10号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4.3.28 03-27規程第73-11号）
この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5.3.1 05-3規程第73-12号）
この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5.4.1 05-3規程第73-13号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規程第73-14号）
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6.2.1 05-22規程第73-15号）
この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令和7.2.1 06-21規程第73-16号）
この規程は、令和7年2月1日から施行する。